

【トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス
調達契約に関する入札説明書】

<入札説明書>

(内訳)
入札説明書

「トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達契約に関する入札説明書」

- ・ 競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- ・ 業務概要書（別記様式2）
- ・ 誓約書（別記様式3）
- ・ 担当者届（別記様式4）
- ・ 履行実績調書（別記様式5）
- ・ 入札書（別記様式6）
- ・ 委任状（別記様式7）
- ・ 入札辞退届（別記様式8）
- ・ 質問書（別記様式9）

別添

- ・ 仕様書
「トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達に関する仕様書」
- ・ 契約書（案）

※本説明書の記載内容の無断転載及び入札参加資格申請書の作成以外の目的で使用することを禁止する。

佐賀県 総務部 行政デジタル推進課

入札説明書

この入札説明書は、トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達契約に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

公告日 令和6年3月7日

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達契約
- (2) 契約の仕様 トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達に関する仕様書のとおり
- (3) 納入場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所
- (4) 納入期限 令和6年4月1日

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、条件付一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次の要件の全てを満たす者であること。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等（県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50人以上の者）を有する者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

カ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

キ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県総務部行政デジタル推進課 情報監理担当（新館 6 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7038

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス gyousei-digital@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

令和 6 年 3 月 7 日（木）から同年 3 月 13 日（水）まで佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載するとともに、(1) の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）に業務概要書（別記様式 2）、誓約書（別記様式 3）、担当者届（別記様式 4）を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札保証金又は契約保証金の免除を希望する者にあっては、これらの書類に加え、同種業務の履行実績調書（別記様式 5）に履行実績を証明する書類を添付すること。

イ 提出期限

令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 5 時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

ウ 競争入札参加資格の審査

提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 3 月 15 日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次の場合に該当することとなったときは、入札者の

資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のキのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のキの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

別記様式6の入札書を(6)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和6年3月25日(月)午後5時必着とする。

また、封筒に「トレンドマイクロ株式会社ウイルス対策ソフトライセンス調達契約に関する入札書在中」と表書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月26日(火)午前10時00分

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 行政デジタル推進課内会議室

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額(取引にかかる消費税額及

び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合、入札者は入札保証金の納付を免除のうえ入札に参加することができる。

(ア) 当該競争入札について佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

ただし、「同種かつ同規模の契約」が長期継続契約である場合は、履行期限の到来していない契約であっても、1年以上の履行実績をもって「履行期限が到来した契約」とみなすことができる。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載さ

れた金額

- (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 - ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けない。
 - エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。
 - (ア) 落札者以外の者 落札者決定後
 - (イ) 落札者 契約締結後
- (8) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
 - なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。
 - ア 参加する資格のない者
 - イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
 - ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
 - エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - カ 入札価格の記載において(9)のウの要件を満たさない入札書を提出した者
 - キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 - ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
 - コ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
 - サ 1人で2以上の入札をした者
 - シ 代理人でその資格のないもの
 - ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (9) 入札方法に関する事項

- ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別記様式7の委任状を提出するものとする。
- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(10) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(11) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(12) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別記様式8の入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

(13) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会

わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(14) 再度入札に関する事項

ア 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

イ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(15) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 公告内容に質問がある場合は、別記様式9の質問書に質問内容を記載し、令和6年3月12日（火）午後5時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、令和6年3月14日（木）までに質問者及び別記様式1の競争入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで行い、文書は後日送付する。なお、回答日時以降に競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールより回答を送付する。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以

上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合、
契約の相手方は契約保証金の全部を免除のうえ契約を締結することができる。

- (ア) 当該契約について保険会社との間に佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約
(契約金額の 100 分の 10 以上) を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、
これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有し
ており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められ
る場合
- イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(7)のイに掲げる
価値の担保を供することができる。

(6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表すること
がある。

(7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を
締結しないことがある。

(8) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、令、規則の定めると
ころによる。

(9) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録によ
る文書・資料を含む）について、本件手続以外の目的に供してはならない。

(10) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。

(11) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る令和 6 年度予算が成立しない場合は、
行わないものとする。この場合は、佐賀県ホームページにより公告する。